

令和 2 年度

第 1 回

# 区 長 会 資 料

(本 編)

と き

令和 2 年 4 月 8 日 (水)  
午後 6 時 3 0 分から

と ころ

八頭町中央公民館

## 日 程

1. 開 会

午後 6 : 3 0

2. 町長あいさつ

3. 議会議長あいさつ

4. 各課長による所管事項の説明

5. 質 疑

6. 閉 会

午後 8 : 3 0

(予定)

## 目 次

|                |           |
|----------------|-----------|
| 総務課            | P 1       |
| 税務課            | P 2       |
| 企画課            | P 3～P 4   |
| 人権推進課          | P 5       |
| 男女共同参画センター     | P 6       |
| 町民課            | P 7       |
| 福祉課（福祉事務所）     | P 8       |
| 保健課（郡家保健センター内） | P 9       |
| 産業観光課          | P 10      |
| 建設課            | P 11      |
| 上下水道課          | P 12      |
| 地籍調査課          | P 13～P 14 |
| 教育委員会          | P 15      |
| 議会事務局          | P 16      |
| 農業委員会          | P 17      |
| 八頭町社会福祉協議会     | P 18      |
| 八頭町行政機構図       | P 19      |

## 総 務 課

本 庁 総 務 課 TEL 76-0201 FAX 73-0147  
防 災 室 TEL 76-0203  
船 岡 住 民 課 TEL 72-0044 FAX 73-0290  
八 東 住 民 課 TEL 84-1222 FAX 84-2818

### 1. 区長関係について

- ①区長会について（原則年2回とします。）  
全体：4月8日、11月下旬頃（予定）
- ②令和2年度区長報償費（手当）について  
均等割額 12,000円                      世帯割額（1世帯当り）800円
- ③区長文書について【資料編 P3】  
原則として月1回（月末ごろ）発送します。
- ④行政懇談会の開催について  
町内14会場で、行政懇談会を開催します。皆様のご出席をお願いします。

### 2. 各種補助制度について【資料編 P4～P12】

### 3. 令和2年度予算の概要について【資料編 P13～P14】

### 4. 防災関係について【資料編 P15】

各集落に集落支援職員を配置し防災訓練による防災体制を推進します。  
集落支援職員については、決定次第に後日連絡します。  
8月30日（日）防災訓練を実施します。（八頭町防災の日9月1日）

### 5. 災害時における支え愛地域づくりについて

- ①令和2年年度支え愛地域づくり推進事業補助金の募集について【資料編 P11】  
支え愛マップづくりを通して、要配慮者に対する災害時の避難支援等の仕組みづくり（見守り体制づくり）に要する経費を補助します。
- ②避難行動要支援者台帳の引継ぎについて  
集落役員の改選により区長さんが交代される際には、避難行動要支援者台帳の引継ぎをお願いします。

### 6. その他

- ①町の防災無線設備を使って集落内放送を行う場合は、集落名を言ってから放送をお願いします。（例：〇〇区長から×××についてお知らせします。）
- ②地縁団体の結成促進及び変更届出をお願いします。（R2.4.1）現在 35団体
- ③交通安全教室の開催を要望される集落は、防災室へ連絡をお願いします。
- ④令和2年度の主な年間行事予定【資料編 P26】



# 税 務 課

本 庁 税 務 課 TEL 76-0204

## 1. 納税通知書の送付について

町税の納税通知書は、全て郵送いたします。また、各税目の納期限を下記のとおりです。

令和2年度 町税の月別納期一覧表

| 区 分     | 4<br>月  | 5<br>月  | 6<br>月  | 7<br>月  | 8<br>月  | 9<br>月  | 10<br>月 | 11<br>月 | 12<br>月  | 1<br>月  | 2<br>月  | 3<br>月 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|----------|---------|---------|--------|
| 固定資産税   |         | ①<br>月末 |         | ②<br>月末 |         |         |         |         | ③<br>26日 |         | ④<br>月末 |        |
| 軽自動車税   | 全<br>月末 |         |         |         |         |         |         |         |          |         |         |        |
| 町 県 民 税 |         |         | ①<br>月末 |         | ②<br>月末 |         | ③<br>月末 |         |          | ④<br>月末 |         |        |
| 国民健康保険税 |         |         | ①<br>月末 | ②<br>月末 | ③<br>月末 | ④<br>月末 | ⑤<br>月末 | ⑥<br>月末 | ⑦<br>26日 | ⑧<br>月末 |         |        |

※納期限(月末)が土・日曜日、休日などの場合は翌日又は翌々日となります。

## 2. 町税の納付について

### ○コンビニエンスストアでの納付について

町税の納付については、役場の窓口、銀行、農協、信用金庫、郵便局等で納付いただいておりますが、平成29年度よりコンビニエンスストアでも納付ができるようになりましたのでご利用をお願いします。なお、一納付書30万円以上の税額については、ご利用いただけませんので、ご注意願います。

### ○口座振替の推進について

町税の納付には口座振替がご利用いただけます。納税は便利で確実な口座振替のご利用をお願いします。

## 企 画 課

本 庁 企 画 課 TEL 76-0212

地方創生室 TEL 76-0213

### 1. 公共交通機関の利用について

- 大江線・私都線を含む町営バス料金は一律100円ですので、買い物・通院等にご利用をお願いします。
- 若桜鉄道切符・町営バスの回数券は郡家駅「ぷらっとぴあ・やず」で販売していますのでご利用をお願いします。
- 若桜鉄道を利用される高校生の若桜鉄道区間の通学定期料金の半額もしくは7,000円を超える通学定期料金を助成しますのでご利用をお願いします。

### 2. タクシー利用助成制度について

65歳以上及び身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で免許証をお持ちでない方等に対して、タクシーの利用助成を行っております。利用には事前の登録が必要です。本人確認のできる保険証と印鑑をご持参いただき、各庁舎で手続きをお願いします。

#### 【助成額】

- 八頭町内 タクシー運賃の2/3の額

(最低個人負担額 300円、最高個人負担額 1,200円)

但し、5,000円を超える運賃につきましては、個人負担となります。

- 2人以上で相乗りをされる場合は、さらに1割引となりますので、相乗りでの利用をお願いします。

### 3. 放置危険家屋について

危険な家屋として判定された場合、撤去に対して助成制度を設けています。

【助成額】撤去費用の1/2で上限は60万円

### 4. 空き家バンク・住宅リフォーム助成制度について

- 移住・定住対策として、IJUターン促進事業を実施しています。集落での受け入れの協力及び空き家バンク登録への協力をお願いします。

- リフォーム助成制度として住宅の改修等に要する費用の一部を支援しています。

【助成対象】40歳以下の夫婦世帯で18歳以下の子供がいる世帯

【助成額】50万円以上の工事費用の1/3（上限30万円）

### 5. 八頭町移住定住センターの設置

八頭町移住定住センターを隼ラボの2Fに設置しています。空き家登録や移住定住など気軽にご相談ください。（TEL 76-7878 (FAX兼用)）

### 6. 光ケーブルによるサービスについて

八頭町の全地域で、ケーブルテレビ及び光インターネットサービスの提供する環境が整備されています。ケーブルテレビでは、八頭町ニュースや議会中継など地域の情報などを放映しており、月額基本料金は税抜700円となっています。

また、合併15年記念キャンペーンとして新規加入金(10,800円)と6か



月間の基本料金の無料キャンペーンを実施していますので、加入促進にご協力をお願いします。

**【加入申込又は問合せ先】**

◇ケーブルテレビ・・・(株)全関西ケーブルテレビジョン

(TEL) 0120-968-138 [受付時間：平日の9:30~17:30]

◇光インターネット・・・NTT西日本

(TEL) 0120-931-968 [受付時間：平日の9:00~17:00]

\*各集落の公民館にケーブルテレビを引かれる場合は、町の公共施設として、加入料金及び基本料金が無料です。但し、NHKの受信料金は必要となりますのでご注意ください。

**7. コミュニティ助成事業**

一般コミュニティ事業として、自治総合センターからの助成制度があります。令和3年度に集落公民館等の備品購入等の助成を希望される場合は、8月までにご相談ください。

**【助成額】** 100万円～250万円

**8. 魅力ある地域づくり推進事業補助金について**

地域活性化につながる事業に取り組んでいただける個人、グループ、団体等の活動を支援するため、「魅力ある地域づくり推進事業補助金」を制定しています。

事業に取り組んでみようと思われる方はご相談ください。

**【助成額】** 総事業費の8割以内とし、補助限度額は20万円

**9. 部落史編纂事業補助金について**

各集落や地域の郷土史を編纂される場合の助成制度の拡充を行います。編纂を計画されている集落、地域がございましたらご連絡ください。

**【助成額】** 印刷製本費の1/2 50万円を上限

**10. 国勢調査の実施について**

5年に一度実施される国勢調査が10月1日を基準日として実施されます。調査員さんの推薦にご協力いただきますようお願いいたします。

**11. 消費者行政相談窓口の設置について**

毎週木曜日に丹比地区公民館で、午前9時から午後4時まで開設しています。電話による相談も受け付けていますのでご利用をお願いします。

(TEL 84-1230)

また、弁護士による無料の消費生活相談（要予約）を2カ月に1回行っていますのでご利用をお願いします。

## 人 権 推 進 課

八東庁舎 人権推進課 TEL 84-1228

中央人権啓発センター TEL 84-3496

船岡人権啓発センター TEL 73-0030

郡家人権啓発センター TEL 72-2672

### 1. 人権教育の推進について

①各地区人権教育推進委員会主催による人権問題学習会等の事業に、多くの皆様にご参加いただきますよう、呼び掛けをお願いします。

②町人権尊重のまちづくり講演会 6月28日(日)、町部落解放研究集会12月6日(日)等へのご参加をお願いします。

### 2. 人権啓発センターの事業等について

○人権施策の一層の推進を図るため、各人権啓発センターを中心に福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる施設として、啓発、広報活動や相談事業等、周辺地域と一体となった活動を展開します。皆様の積極的なご活用をお願いします。

○人権問題講座(各地域3回、合計9回)を計画していますので、ご参加をお願いします。

○英語教室、ヨガ教室、書道教室、生花教室など地域交流事業を実施していますので、ご参加をお願いします。

### 3. 解放文化祭の実施について

○八東地域: 7月11日(土)～12日(日)

○船岡地域: 10月24日(土)～25日(日)

○郡家地域: 11月28日(土)～29日(日)

### 4. 各種相談について

人権相談(人権推進課)・行政相談(企画課)

原則 毎月第2水曜日 (中央公民館・船岡地区公民館・丹比地区公民館)

開設時間: 13:30～16:00

### 5. 八頭町団体育成事業助成制度について

町内の自治会組織や各種団体等が行う人権啓発・教育を目的とした研修や講演会などに必要な講師料を助成する制度です。詳しくは人権推進課まで、お問い合わせをお願いします。



# 男女共同参画センター

八頭町徳丸 578-1

TEL 84-2361 FAX 84-2362

## 1. 男女共同参画センターについて

### ①学習及び啓発

- ・「男女共同参画フェスティバル」を開催します。(11月中旬予定)
- ・「第3次男女共同参画プラン」を策定し、このプランに基づき事業を展開しています。  
各種講座を実施しますので参加をお願いします。
- ・「男女共同参画出前講座」を実施しますので、各種団体での研修会等にご利用をお願いします。
- ・広報やずへ「4コマ漫画」を掲載していますのでご覧ください。
- ・「男女共同参画かるた」及び「子育てかるた」の貸出しを行っています。各種団体活動等で活用をお願いします。

### ②人材育成

研修会等への参加により男女共同参画リーダー養成を行っています。

### ③情報の収集・提供

関連図書・DVDや絵本の貸出しを行っていますのでご活用をお願いします。

### ④相談事業

- ・弁護士による『なんでも相談』を行っていますのでご利用をお願いします。  
(偶数月の第1金曜日 13:30～16:30  
1人45分以内 4名 予約制)
- ・女性に対する暴力相談窓口を設置しています。(受付は随時)

### ⑤団体の活動支援

登録団体の活動支援を行っていますので、積極的な登録をお願いします。

## 2. 集落における男女共同参画の推進について

女性の声を村づくりに生かす体制づくりを推進しています。役員等への積極的な女性の登用をよろしくお願いします。

# 町 民 課

本 庁 町 民 課 TEL 76-0205  
76-0211

## 1. 環境衛生事業について

### ① ごみの分別と減量化にご協力を

「家庭ごみの分別と出し方手引き」に基づき、今後ともごみの分別と減量化にご協力をお願いします。

### ② 「八頭町美しい町づくり条例」にもとづく運動推進

「八頭町美しい町づくり条例」を平成21年4月1日から施行しています。  
ポイ捨てのない、美しい八頭町にするため看板設置やパトロールを行っています。

### ③ 適正処理困難廃棄物の回収斡旋【資料編 P16】

今年は11月の実施を予定しております

### ④ 集落ごみステーション等整備に対する補助【資料編 P17】

集落ごみステーションの新設、買い替え、修繕等を対象とした補助で、期限は令和5年3月31日までです。

### ⑤ 生ごみの分別回収による液肥への取り組みについて【資料編 P18～19】

町ではごみの減量化を進め、資源を有効にリサイクルするため、各家庭から出る生ごみを回収しリサイクルする事業を推進しています。実施をご検討いただける集落がありましたらご連絡をお願いします。

### ⑥ コンポストの購入補助

生ごみリサイクルを推進するため、コンポストの購入に対して助成しています。

### ⑦ ライター、乾電池、ボタン電池、小型充電式電池の各庁舎回収ボックス設置について

回収回数が少ないこれらのものについては、昨年より各庁舎玄関付近に回収ボックスを設置しています。各庁舎へおいでの折にはご利用をお願いします。

### ⑧ 家庭用パソコンの廃棄について

これまで、個人が家電販売店等の引き取りや、メーカーに回収依頼し、処分をしていただいていたましたが、平成29年4月より50センチ未満のパソコンは「小型破碎ごみ」として出せるようになりました。50センチ以上の家庭用パソコンについては、従来どおり家電販売店等やメーカーを通しての処分をお願いします。

## 2. マイナンバーカードの申請について【資料編 P20】

平成29年7月からマイナンバー制度の本格運用が始まっており、今後、様々な場所で提示を求められる機会が増えてきます。早めの申請・取得をお願いします。

## 3. 猫の不妊去勢手術費補助金

飼い主のいない猫の不妊去勢手術を行う個人に対して、手術に要する経費の1頭あたり最大1万円補助を行う補助を行っています。事前に町に申請を行なっていただく必要はありますが、動物愛護や地域環境の保全を図る方法の一つとしてご利用をお願いします。

## 4. 霊柩車貸出事業の終了について

霊柩車の貸出事業については、車両の老朽化、利用者の減少など諸般の事情により、令和元年度をもって終了させていただきました。ご理解をお願いします。



## 福祉課（福祉事務所）

生活支援係 TEL 72-3581 母子父子支援係 TEL 72-3583

障がい福祉係 TEL 72-3590 地域福祉係 TEL 72-3586

### ○地域福祉の推進について（地域福祉の推進、福祉団体等の活動支援ほか）

#### ①地域福祉組織（まちづくり委員会）の立上げ・活動拠点の整備について【資料編 P21】

町地域福祉計画に基づき、地域の福祉組織（まちづくり委員会）の立ち上げと活動拠点の整備を推進しています。現在14地区中10地区で立ち上がり、それぞれの地区の特性を活かした地域福祉活動が行われています。未設置の丹比地区・八東地区・国中地区・西郡家地区についても、集落説明会や検討会、設立準備会を開催し早期の設立に向けて取り組んでいます。

#### ②民生委員・児童委員について【資料編 P22】

民生委員・児童委員の任期満了に伴って、令和元年12月1日に一斉改選が行われましたが、いくつかの集落で委員が未選出となっています。引続き委員の選出にご協力をお願いいたします。今後とも民生委員・児童委員の活動にご理解、ご協力をお願いします。

### ○障がい福祉について（障がい福祉サービス、障害者手帳等の各種申請及び相談ほか）

平成29年9月に鳥取県は「障がいを知り、共に生きる、地域共生社会」をめざして、障がいに対する理解を促進し、障がい者の自立と社会参加を推進するために県民、事業者、行政が共に協力していくこととする『あいサポート条例』を制定しました。

これらを踏まえ、町では、「あいサポート運動」（あいサポーター研修等）の推進に取り組んでいます。自治会や各種団体等の研修で、積極的に取り組んでいただきますようご協力をお願いします。



集落公民館や集会所のバリアフリー化工事を行う費用の一部を支援します。玄関の段差解消、トイレの洋式化などのご要望がありましたら、ご相談をお願いします。（着工後の申請はできません。）

### ○生活支援について（生活保護、生活困窮者支援ほか）

生活上の様々な悩み、例えば「なかなか就労できない」「ほとんど外に出ず、ひきこもり続けている」「借金や滞納が増えて生活が苦しい」「病気治療が必要だが経済的な事情等で受診しておらず、この先不安」といった悩みを抱えている方の相談窓口を町社協に委託して実施しています。まず、福祉相談支援センター「ほっと」（電話 71-0100）へご相談をお願いします。

### ○母子父子支援について（母子生活支援施設への入所措置、ひとり親家庭の子どもの学習支援、児童扶養手当ほか）

町内に「子ども食堂」が2か所開設されています。学校と家庭以外での子どもの居場所づくりを目的とした事業（県・町の補助事業）です。お気軽にご利用をお願いします。ボランティア、食材の提供等は大歓迎です。希望される方は、下記へ直接ご連絡ください。

のぞみおやこ食堂 毎月第2・第4金曜日 17:30～19:00 パレアナの家

連絡先：母子生活支援施設のぞみ 電話 73-0139

こども食堂・寺子屋みらいこおげ 毎週金曜日 18:00～20:00 郡家西地区公民館

連絡先：ワーカーズコープさんいんみらい事業所 電話 0857-30-7471

※利用は、どちらも子ども無料、大人200円です。



## 保 健 課 (郡家保健センター内)

保健課 保 健 係 (代) TEL 72-3566  
介護保険係 TEL 72-3555  
地域包括支援センター TEL 72-3574

### 1. 健康づくり事業について

- (1) 6月より集団検診、巡回検診、医療機関検診を行います。がん検診受診券を5月下旬に各個人に郵送をします。
- (2) 健康教室は、集落に医師、理学療法士、歯科衛生士など専門知識を持った講師や保健師、栄養士等が伺い、身体やこころの健康づくりに関する内容で開催します。各集落の健康づくり推進委員さんにも、検診の受診勧奨のほか、集落内での健康教室の開催をお願いしていますので、集落の年間事業として取り組んでいただきますようご協力をお願いします。
- (3) 保健センターで健康相談や医師等を招いての健康講座などを行っています。健康に関する知識や健康に過ごしていただく方法などをお伝えしています。お気軽にご利用ください。
- (4) 健康増進法の改正により、4月1日から複数の人が利用する全ての施設は原則屋内禁煙が義務づけられます。屋内での喫煙を可能にする場合は、喫煙室の設置、標識の提示が必要です。

### 2. 介護保険制度について

- (1) 日常生活において支援が必要になったり、認知症や寝たきり状態になったなど、介護保険サービスの利用が必要となったときは、要介護認定の申請を行ってください。申請窓口は、保健課介護保険係、船岡住民課、八東住民課です。
- (2) 平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）が始まっています。介護認定を受けなくても、基本チェックリストで事業該当者となれば「通所介護」「訪問介護」のみ利用可能となります。

### 3. 地域包括支援センターについて

- (1) 高齢者のみなさんの総合相談窓口です。介護予防、介護相談、権利擁護など、お気軽にご相談ください。
- (2) 介護予防教室対象者を把握するため、介護保険の認定を受けておられない高齢者の方を対象に健康状態のアンケートを実施する予定です。
- (3) 認知症についての正しい知識・理解の普及、認知症の人やその家族を地域で見守り、支え合いをすすめていくことができるよう、認知症サポーター養成講座を各集落や事業所等に出向き実施しています。
- (4) 認知症の予防や早期発見に向けて、希望される集落等を巡回し、認知症予防講話とタッチパネル式コンピューターを用いた「もの忘れチェック」を行っています。
- (5) 平成29年度より認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員を地域包括支援センター内に配置し、認知症の方への相談体制の充実を図っています。



## 産業観光課

本 庁 産業観光課 TEL 76-0208  
船岡庁舎 商工観光室 TEL 72-0144

### 1. 補助事業について

町の単独補助事業で

- ①農業用施設等整備費補助金（補助率1／2、限度額20万円、工事費が5万円以上）
- ②起業家支援補助金（補助率1／2、限度額：個人・法人100万円）
- ③民泊開設支援事業補助金（補助率1／2、限度額：個人50万円、1集落で5戸以上70万円、対象：農林漁業者）等がありますので、活用される場合は協議をお願いします。

### 2. 八頭町農業公社について

- ①農地情報の提供 ②担い手間の連携 ③就農相談の窓口 ④研修受け入れ体制 ⑤樹園地再生・継承 ⑥耕作放棄地再生 ⑦農地中間管理の窓口 などを行っていますので、ご利用をお願いします。

### 3. 令和2年「緑の募金」運動について

- ① 期間(春期) 3月25日(水)～5月31日(日)
- ② 募金は、1世帯当たり200円を目安としています。ご協力をお願いします。
- ③ 緑の募金事業で樹木、花木等の植栽を希望される集落は、ご相談ください。

### 4. 有害鳥獣被害対策について【資料編 P9】

一体となった被害対策に取り組む集落を支援しています。取り組みを希望される集落は、ご相談ください。

### 5. 公園施設の利用について

- ・姫路公園 4月29日(水)開園 \*5月3日(日)姫路公園まつり
- ・船岡竹林公園 3月1日(日)開園 \*4月25日(土)船岡竹林まつり
- ・八東ふる里の森 4月29日(水)開園 \*7月12日(日)ふる里の森まつり
- ★扇ノ山やま開き：姫路公園コース5月31日(日)/ふる里の森コース7月12日(日)

### 6. やずミニSL博物館「やずぼっぼ」について

3月1日(日)から開館(博物館：高校生以上200円、乗車体験100円)しています。

### 7. 第16回きらめき祭について

- ① 期 日 8月23日(日)※検討中 ② 会 場 《郡家運動場》

### 8. 八頭町マルシェ2020について

- ① 期 日 10月18日(日) ② 会 場 《八東総合運動公園》

### 9. 地域商店の振興について

地域の商店をみんなで利用し、地域振興にご協力願います。

### 10. 郡家駅コミュニティ施設(ぶらっとびあ・やず)の利活用について

多目的交流スペースの利活用をお願いします。(個人、団体、グループ等)

\*八頭町マスコットキャラクター「やずぴょん」をよろしくお願いいたします。



## 建設課

本庁建設課 TEL 76-0206

### 1. 町道の改良、舗装、補修事業について

補修等の必要な箇所がありましたら、ご連絡をお願いします。

### 2. 町道、法定外公共物の占用等について

①町道の道路占用、境界の立会、形状変更等を行う場合には申請をお願いします。

②赤線（里道）・青線（水路）の占用、境界の立会、形状変更等を行う場合には申請をお願いします。

### 3. 災害復旧事業について

- 農地農業用施設災害 採択基準 国の査定額 1件40万円以上  
（田・畑、農業用施設） 地元負担金 最高5%（受益者1戸当たり3万円上限）
- 公共土木災害 採択基準 国の査定額 1件60万円以上  
（町道、小河川） 地元負担金 なし
- 農地農業施設等災害補助金 事業費1件当たり 5万円以上40万円上限

### 4. 町営住宅・県営住宅の入居について

空き住宅ができましたら、広報、防災行政無線等でお知らせします。

### 5. 八東川河川公園（水辺プラザ）の利用について

①グラウンド・ゴルフ場は4コース（全32ホール）あります。

・会員証（1年・半年・1月）及び1日券の発行は、本庁建設課、各庁舎住民課で扱っています。（土、日、祝祭日は本庁舎の当直員で対応します。）

・施設の予約（団体等の貸切は、2コース・100名程度～）は建設課へ

②その他施設 スケート・パーク場、多目的広場（芝生）があります。

本年度より休憩棟を新設し、トイレを改装しました。

多くの方の利用をお願いします。

### 6. 国、県の事業の促進について

①国道及び県道の改良事業、河川改修事業、砂防事業の促進についてご協力をお願いします。

②急傾斜地崩壊対策事業の促進についてご協力をお願いします。

受益対象戸数5戸以上、事業費の0.25%の受益者負担金が必要です。

（受益者1戸当たり3万円の上限額を設定）

### 7. クリーンクリーン作戦等（清掃活動）について

○4月25日（土）八東川クリーンアップ大作戦

○8月 2日（日）クリーンクリーン作戦

## 上 下 水 道 課

船岡庁舎 上下水道課 TEL 72-3973  
FAX 73-0290

### 1. 水道料金・下水道使用料について

- ①水道料金・下水道使用料について、令和2年4月請求分から、消費税を内税（税込）から外税（税抜）方式に変更する料金改定を行います。
- ②漏水修繕など水道関連の工事や下水道管の点検・清掃など宅内工事をされる場合は、八頭町指定の工事店にご依頼ください。
- ③世帯単位で転出、転入、転居されるときは届出をお願いします。

### 2. 簡易水道について

- ①水道メーター検針は、毎月1日～10日の間に実施しています。  
定期的な宅地内の漏水チェックをお願いします。  
宅地内での漏水は、料金が発生します。漏水を発見し、修繕されたら水道使用料減免制度がありますので相談をお願いします。
- ②防火訓練などで消火栓を使用される場合、事前に届出をお願いします。
- ③道路などで漏水の疑いのある箇所を発見されたらお知らせください。  
水道管破裂等により、急な断水となる場合があります。ご協力をお願いします。

### 3. 下水道について

- ①家庭のトイレや宅内マスに、タオル・雑巾・下着・生理用品や油類・農薬容器の洗浄液など流さないようにお願いします。
- ②下水道への早期接続を推進していますので、ご協力をお願いします。
- ③合併処理浄化槽の設置希望者の方は12月末までに申し込みください。  
（農業集落排水や公共下水道処理区域外が対象です。）
- ④高齢者福祉施設等の入所者を対象に下水道使用料減免制度があります。  
（施設入所の証明書等を添付して、申請をお願いします。）



# 地 籍 調 査 課

船岡庁舎 地籍調査課 TEL 72-3154

FAX 73-0290

## 1. 令和2年度の調査等について

令和2年度の地籍調査事業着手地区は、令和2年度地籍調査事業実施地区一覧のとおりです。

全体調査面積は、27.72km<sup>2</sup>、筆数は10,425筆を予定しています。野町・大江の各一部、横地の全部については、リモートセンシング技術を用いた地籍調査を実施します。調査実施地区の地権者の皆様には、後日案内をします。

また、久能寺・池田・郡家・大門・花・郡家殿の各一部、大江の一部、妻鹿野の一部については、令和3年度に調査に入るための事前調査を行います。

※リモートセンシング技術を用いた地籍調査とは  
航空レーザ測量成果、高精度の空中写真を解析したデータにより、  
役場等で筆界確認を行う調査

## 令和2年度地籍調査事業実施地区一覧

| 調 査 実 施 地 区 |                 |                      |         |                    |            |
|-------------|-----------------|----------------------|---------|--------------------|------------|
| 着手<br>年度    | 地 区 名           | 調査面積                 | 筆 数     | 内 容                | 調査実<br>施年度 |
| R元          | 野町の一部 (山)       | 2.07km <sup>2</sup>  | 626筆    | 筆界確認(リモートセンシング)    | R2         |
| "           | 野町の一部 (平)       | 0.07km <sup>2</sup>  | 240筆    | 立会調査               | R2         |
| "           | 落岩の一部 (山)       | 1.71km <sup>2</sup>  | 272筆    | 筆界確認外注<br>(筆界案活用法) | R2         |
| "           | 大江の一部 (山)       | 6.50km <sup>2</sup>  | 1,104筆  | 筆界確認(リモートセンシング)    | R2         |
| "           | 横地 (山)          | 2.31km <sup>2</sup>  | 1,582筆  | 筆界確認(リモートセンシング)    | R2         |
| 小 計         |                 | 12.66km <sup>2</sup> | 3,824筆  |                    |            |
| 事 前 調 査 地 区 |                 |                      |         |                    |            |
| R2          | 久能寺・郡家の各一部 (平)  | 0.18km <sup>2</sup>  | 874筆    | 事前調査               | R3         |
| "           | 大門・花・郡家殿の各一部(山) | 2.11km <sup>2</sup>  | 461筆    | 事前調査               | R3         |
| "           | 郡家の一部 (平)       | 0.15km <sup>2</sup>  | 722筆    | 事前調査               | R4         |
| "           | 池田・郡家の各一部 (平)   | 0.14km <sup>2</sup>  | 659筆    | 事前調査               | R5         |
| "           | 郡家の一部 (平)       | 0.16km <sup>2</sup>  | 691筆    | 事前調査               | R6         |
| "           | 郡家の一部 (平)       | 0.14km <sup>2</sup>  | 466筆    | 事前調査               | R7         |
| "           | 郡家の一部 (山)       | 0.85km <sup>2</sup>  | 359筆    | 事前調査               | R7         |
| "           | 大江の一部 (山)       | 8.00km <sup>2</sup>  | 954筆    | 事前調査(リモートセンシング)    | R3         |
| "           | 妻鹿野の一部 (山)      | 3.33km <sup>2</sup>  | 1,415筆  | 事前調査(リモートセンシング)    | R3         |
| 小 計         |                 | 15.06km <sup>2</sup> | 6,601筆  |                    |            |
| 合 計         |                 | 27.72km <sup>2</sup> | 10,425筆 |                    |            |

※ 平成29年度に実施した明辺、落岩、上津黒の各一部(郡家地域)、船岡殿の一部(船岡地域)及び日田の一部(八東地域)については、認証申請中です。

※ 平成30年度に実施した落岩、上津黒の各一部(郡家地域)、船岡殿、水口の各一部(船岡地域)及び用呂の一部(八東地域)については、8月に本閲覧を予定しています。

※ 令和元年度に実施した落岩、野町、上津黒の各一部(郡家地域)、水口、塩上の各一部(船岡地域)及び用呂の一部(八東地域)については測量を予定しています。

## 2. 山林境界保全実施助成事業(境界杭の支給)について

山林、原野(通称:山地)の地籍調査未実施地区について、後年実施予定である地籍調査において境界の不明確化の発生を防ぐため、自主的に境界杭設置を実施される集落又は団体等を対象として境界杭の現物支給を行っています。

なお、設置した境界杭は本調査での境界杭として使用することができます。実施される場合は、申請書、計画書等の提出をお願いします。

## 3. 地籍調査に基づく土地情報データ交付について

地籍調査完了地区については、地積測量図、一筆図形、筆界点座標値、多角点網図座標値など土地情報データの交付を税務課、船岡住民課及び八東住民課で行っています。

受付窓口

- |       |       |     |         |
|-------|-------|-----|---------|
| ・船岡庁舎 | 船岡住民課 | TEL | 72-0044 |
| ・本 庁  | 税 務 課 | TEL | 76-0204 |
| ・八東庁舎 | 八東住民課 | TEL | 84-1222 |



## 教 育 委 員 会

八東庁舎 学校教育課 TEL 84-1231  
社会教育課 TEL 84-1232  
FAX 84-1201  
中央公民館 TEL 72-3113

### 1. 青少年健全育成運動について

- ①毎月8の付く日(8. 18. 28)を『やずっ子の日』として、あいさつ、声かけの町内一斉運動を展開していますので、各集落でもご協力をお願いします。(あいさつは心と心をつなぐ架け橋)
- ②集落等の行事に子どもたちをできるだけ参加させ、地域との関わりを持たせてください。(特に、小学生・中学生・高校生)
- ③青パト(各地域ごとに週3回程度)を実施しています。子どもは地域の宝、子どもたちを地域で守り育てる機運を高めてください。

### 2. 体育行事への参加について【資料編 P25】

- ①町及び体育協会主催の各種スポーツ大会を実施しています。各集落、グループで積極的にご参加をお願いします。
- ②第15回森下広一杯八頭町マラソン大会  
期 日 令和2年10月11日(日) 予定  
会 場 船岡小学校グラウンド(走路 陸連公認コース)

### 3. 図書館の利用について

郡家図書館、船岡図書館、八東図書館の利用をお願いします。図書利用者カードがあれば、どこからでも借りられますし、どこからでも返却できます。  
移動図書館車で行っている巡回サービスもお気軽にご利用をお願いします。  
なお、移動図書館車の巡回ステーション(資料編 P26)をご希望の場合は、区長さんを通じて各図書館までご連絡をお願いします。

### 4. 公民館事業への参加について

中央公民館、9地区公民館(郡家東、郡家西、大江、済美、船岡、隼、丹比、八東、安部)で公民館事業、社会教育及び生涯学習活動を実施しています。地域の教育並びにコミュニティ活動の拠点として、お気軽にご利用ください。また、事業の要望等皆様の声を遠慮なくお聞かせ願います。

- ・中央公民館＝開館日：火曜日～日曜日(休館日は、月曜日)
- ・地区公民館＝開館日：火曜日、水曜日、金曜日(ただし、大江地区は土曜日)

### 5. 文化財に関する助成について

麒麟獅子舞など伝統芸能の用具の修繕及び指定文化財の保護・管理に対して助成制度がありますので、お気軽にご相談ください。

### 6. 花と緑の町づくり事業

花苗の幹旋・・・花苗1株当たり40円で配布

春 6月5日(金)事業所配布、6月6日(土)集落配布予定。

(品種 マリーゴールド、サルビア、ペチュニア、ベゴニアの4種類)

秋 11月6日(金)事業所配布、11月7日(土)集落配布予定。

(品種 パンジー、ビオラの2種類)

# 議 会 事 務 局

船岡庁舎 議会事務局 TEL 72-3975

FAX 72-2641

## 1. 定例会と臨時会について

①定例会は年に4回(3、6、9、12月)開催します。

日程は広報やず・防災行政無線・八頭町ホームページでお知らせしています。

一般質問通告書は八頭町ホームページに会期中掲載しています。

②臨時会は必要に応じて開催します。

## 2. 本会議・委員会・全員協議会の傍聴について

①本会議はどなたでも傍聴できます。議場入り口で、住所・氏名を記載していただくだけで傍聴できます。傍聴席は25席で先着順です。

②委員会・全員協議会は公開を原則としています。事前に議会事務局にお問い合わせください。

③定例会本会議はケーブルテレビで生放送しています。また、一般質問は定例会翌月に再放送しています。

## 3. 請願と陳情について

①請願・陳情は、町政などについて直接議会に要望する制度です。

②請願については議員の紹介が必要です。

③議会に提出された請願書、陳情書は委員会などで審査し、本会議で採択された陳情等は町長や各執行機関に送り、実現に向け努力するよう求めます。

## 4. 議会だよりについて

町民の皆様に、議会の活動をより深く知っていただくため、議会だよりを年4回発行しています。発行後、八頭町ホームページに掲載しています。

## 5. 会議録の閲覧について

①議会事務局、各庁舎の町民ホール、図書館で閲覧できます。

②八頭町ホームページ「会議録検索システム」で閲覧できます。



# 農 業 委 員 会

本 庁 農業委員会事務局 TEL 76-0207

FAX 76-0217

## 1. 新委員による農業委員会の発足

平成28年度の制度改正により、農業委員の選出方法が、「公選制」から町長が任命する「任命制」に変更され、また、「農地利用最適化推進委員」が新たに設けられました。現在、それぞれ14名の農業委員・農地利用最適化推進委員の皆さんに活動していただいておりますが、令和2年7月20日から新委員による農業委員会の発足となります。

現在、応募・推薦をいただいておりますので、今後は、各委員の候補者の皆様の情報を整理し、6月定例議会への上程に向けて、準備を進めます。

ご協力ありがとうございました。

## 2. 農業委員会への申請について

農地を宅地や駐車場、山林、墓地など農地以外に転用する場合は、県知事の許可が、また、農地の売買や贈与などにより所有権を移転する場合や農地を貸し借りする場合は、農業委員会の許可が必要です。

農地に関する申請書は、毎月20日までに農業委員会に提出をお願いします。翌月の10日を基準に開催する定例の農業委員会で審議します。

## 3. 農作業標準賃金について

令和2年度適用の農作業標準賃金表は、広報やず4月号と合わせて送付していますので、参考にしてください。

## 4. 農地賃借料情報について

平成31年1月から令和元年12月までの1年間に締結（公告）された農地の賃貸借、使用貸借について、農地法第52条に基づき下記のとおり情報提供を行っていますので、農地の賃借料を決定する際の参考にしてください。

（広報2月号に掲載）

（水田）

（年間10a当り）

| 地域名   | 賃 貸 借  |        |        | 使用貸借    |         |
|-------|--------|--------|--------|---------|---------|
|       | 平均額(円) | 最高額(円) | 最低額(円) | データ数(件) | データ数(件) |
| 郡 家   | 4,600  | 9,973  | 701    | 454     | 69      |
| 船 岡   | 5,000  | 9,140  | 2,000  | 108     | 110     |
| 八 東   | 4,800  | 11,000 | 140    | 95      | 87      |
| 八頭町平均 | 4,700  |        |        | 657     | 266     |

※「データ数」は、集計に用いた筆毎の契約数です。

※平均額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。

※使用貸借とは、農地を無償で借りて使用することです。

農地を貸したい方、借りたい方、その他農地についての相談は、  
農業委員会事務局にご連絡をお願いします。



## 八頭町社会福祉協議会

電話 本所 72-6210 船岡 73-0672 八東 84-2210  
FAX 本所 72-2793 船岡 72-6122 八東 84-2227

社会福祉協議会は、『地域福祉の推進を図ることを目的とする団体』として、地域の住民、社会福祉の関係者などの参加・協力を得て、地域が抱えているさまざまな福祉課題を地域全体の課題としてとらえ、『みんなで支えあい 安心して暮らせる 福祉のまちづくり』をめざし福祉活動を企画・実施しています。

### 1. 地域福祉活動事業について

町地域福祉推進計画に基づき、誰もが安心して生活できる地域共生社会を構築していくことを目指して事業実施しています。地区福祉推進組織「まちづくり委員会」の新規設立に向けた取り組みや、設置された地区「まちづくり委員会」の活動を支援し、地域福祉のさらなる推進を図ることを目的に事業支援を行っています。

地域とつながりを持ち、参加を促進するための居場所づくり、多様な活動主体との連携、見守りやネットワーク、実態把握、相談対応など、まちづくり委員会と連携して活動をしています。

### 2. ふれあいサロンについて

地域での孤立・閉じこもり防止や健康・生きがいづくり・仲間づくりを目的に集落でサロンを立ち上げ、高齢者の支え合いの場所づくりとなるように推進を図っています。中途の申請受付もしていますので、ご相談ください。

### 3. 八頭町福祉相談支援センター「ほっと」事業について

経済的な問題や生活の困りごと、生活に不安を抱えている方の相談窓口として、「ほっと」を開設しています。相談をお受けし、問題点を整理し、それらの解決に向けて相談支援員が寄り添って支援を行います。

### 4. 災害時における支え愛地域づくり推進事業について

災害発生時の避難支援の仕組みを住民同士でつくる取組みに支援を行います。

#### (1) 災害時要支援者対策促進事業（※新規 50,000 円以内）

住民組織が主体となって「支え愛マップ」を作成し、そこで得られた情報をもとに災害時に支援の必要な方の安全安心につながる活動を支援する事業です。

#### (2) 災害時要支援者対策ステップアップ事業（※(1)の事業終了が対象 100,000 円以内）

支え愛マップから抽出した避難支援に係る課題を住民主体の「地域支え愛会議」で話し合い、その課題解決に向けた新たな取り組みを行う住民組織を支援する事業です。

### 5. 社会福祉協議会の会費について（お願い）

社協会費は、住民の皆さまや各団体の方々に社協の福祉活動を支えていただきながら、共に地域福祉の推進に取り組んでいくことを目的に実施しており、地域福祉の取組みをさらに進めていくうえで、最も重要な財源となっております。活動の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願い申し上げます。（7 月 会費／1 世帯 1,000 円）

### 6. 赤い羽根共同募金事業について（鳥取県共同募金会 八頭町共同募金委員会）

赤い羽根共同募金は、10 月～12 月に（1 世帯 1,000 円）、歳末たすけあい募金は 12 月に（1 世帯 300 円）、募金事業を行いますのでご協力をお願いします。募金は、県内・八頭町の福祉活動に役立てられます。

なお、募金は、年度ごとに事業を計画した計画募金のため、目標額を設定しております。強制ではありませんが、集落、各家庭の状況に合わせていただき、ご協力をお願いします。

◎ 区長様には、大変お世話になりますが、今後とも宜しくお願いします。



# 行政組織図

## 本庁舎

2F 建設課 76-0206  
産業観光課 76-0208  
農業委員会事務局  
76-0207  
企画課 76-0212  
若桜鉄道運行対策室  
地方創生室 76-0213

1F 出納室 76-0202  
総務課 76-0201(代表)  
(選挙管理委員会事務局)  
防災室 76-0203  
税務課 76-0204  
町民課 76-0205  
76-0211

— 関西事務所

郡家東保育所 72-5000  
郡家保育所 72-3123  
国中保育所 72-3137  
船岡保育所 72-6400  
八東保育所 84-6425  
子育て支援センター 72-3345

## 郡家保健センター

保健課 72-3566  
地域包括支援センター  
72-3574  
福祉課 72-3581  
(福祉事務所 72-3581)

男女共同参画センター  
84-2361

## 船岡庁舎

3F 議会事務局 72-3975  
(監査委員事務局)

1F 船岡住民課 72-0044(代表)  
地籍調査課 72-3154  
上下水道課 72-3973  
産業観光課商工観光室  
72-0144

## 八東庁舎

1F 八東住民課 84-1222(代表)  
人権推進課 84-1228  
教育委員会事務局  
学校教育課 84-1231  
社会教育課 84-1232

郡家人権啓発センター 72-2672

船岡人権啓発センター 73-0030

中央人権啓発センター 84-3496

学校給食共同調理場 72-0304

中央公民館 72-3113

郡家図書館 72-6660

船岡図書館 72-3970

八東図書館 84-6622

東市場児童館  
上万代寺児童館  
土師百井児童館  
国中二区児童館

隼福児童館  
新庄児童館  
上野児童館

八東児童館 84-3497  
下南児童館 84-2228

郡家東地区公民館 76-0335  
郡家西地区公民館 76-0336  
大江地区公民館 73-8838  
済美地区公民館 72-0166  
船岡地区公民館 72-0085  
隼地区公民館 72-1611  
安部地区公民館 84-3468  
八東地区公民館 84-3001  
丹比地区公民館 84-1251

This image shows a full page of handwriting practice paper. It features approximately 20 horizontal dashed lines spaced evenly across the page, providing a guide for letter height and placement. The background is plain white, and there are no margins or additional markings.